

韓国人観光客誘致促進事業 委託契約書

「韓国人観光客誘致促進事業」に係る業務委託について、山梨県知事 横内正明（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（委託する業務）

- 第1条 甲は乙に対し、「韓国人観光客誘致促進事業」に係る業務（以下「本件業務」という。）を委託する。
- 2 「韓国人観光客誘致促進事業」の業務内容は、別紙「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。
- 3 乙は、前2項の業務内容を誠実に遂行するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約日から2014年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 甲が乙に対して支払う「第1条に規定する業務」の委託料は、日本国通貨で金〇〇円（租税公課を含む）とする。

（委託料の支払）

- 第4条 委託料の支払いは、精算払いとする。
- 2 乙は、本件業務が完了したときは、業務実績報告書、精算書及び仕様書に定める成果品を甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。
- 3 前項の提出書類で契約額に減額が生じた場合は、精算書をもって契約額を確定するものとする。
- 4 乙は、契約額に基づき委託料請求書を甲に提出し、甲は、請求書を受理した日から30日以内に乙に対し委託料を支払うものとする。
- 5 前項の支払は、日本国通貨によって行う。
- 6 以下この契約に基づいて発生した金銭の支払いは、すべて日本国通貨によって行う。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を山梨県財務規則第109条の2第7号の規定により免除する。

(費用負担)

第6条 本件業務に要する費用は、全て乙の負担とする。ただし、甲がこの契約書及び仕様書に明示されていない事項について業務を委託するときは、甲と乙とは、その費用負担について事前に協議しなければならない。

(資料の供与等)

第7条 甲は乙に対して、必要な資料の供与又は貸与等を行うことができる。

2 乙が甲から借用した資料等は、定められた期限までに甲に返還しなければならない。

(報告書の提出)

第8条 乙は、仕様書の定めるところに従い、甲に対して定期的に報告書を提出しなければならない。

2 甲は、必要に応じて業務の実施状況について乙に報告を求め、その他この契約の履行状況について調査できるものとする。

3 乙は、甲の求めに応じて前2項の実施状況及び調査に協力しなければならない。

(報告書等の帰属)

第9条 乙がいったん提出した報告書その他の資料の所有権は、乙が所有権の留保を申し出、甲がそれを承諾した場合を除き、全て甲に帰属する。

2 前項により甲が取得した報告書等は、秘密の保持その他特に条件が定められていない限り、甲はその事業のために使用し得るものとする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第10条 甲の責めに帰する事由により第4条の支払期限までに売買代金を乙に支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定めるところにより、支払金額に対し、年3.0パーセントを乗じて得た額とする。（一年は閏年を含めて365日として計算する。）

(延滞違約金)

第11条 乙の責めに帰する事由により、委託業務を履行しない場合は、乙は、甲に対して延滞違約金を支払うものとする。

2 前項の延滞違約金の額は違約日数に応じ、委託金額に対し、年5.0%を

乗じた額とする。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、本件業務を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に甲の了解を得たものについては、その限りではない。

(権利義務の譲渡)

第13条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りではない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、本件業務の委託によって知り得た秘密を第三者に洩らしてはならない。

(契約変更)

第15条 この契約の締結後生じた天災、事変その他経済情勢の激変などの不測の事態によりこの契約の維持が困難となったときは、甲又は乙は、この契約の一部又は全部の変更又は解除を申し入れることができ、双方協議の上、誠実に処理するものとする。

- 2 甲が必要と認めるときは、乙と協議の上、この契約の一部もしくは全部を変更し、又は解除することができる。
- 3 前2項の規定によって、この契約を解除する場合には、甲は第3条の契約金額のうち、甲が相当と認める金額を乙に支払わなければならない。

(契約解除)

第16条 乙が次の各号の一つに該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、期限内に契約を履行しなかったとき、又は履行する見込みがないと甲が判断したとき。
- (2) 乙が、契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたことが判明したとき。
- (3) 乙について破産の申立又は銀行取引の停止があったとき。
- (4) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務に違反し、あるいは甲の指示に従わなかったとき。
- (5) 乙について自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

(案)

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- 2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、第3条の契約金額の10分の1に相当する金額を、乙は違約金として甲に支払わなければならぬ。
- 3 前項の規定は、甲から乙に対する第10条の遅延違約金の請求及びその他の損害賠償の請求を妨げないものとする。

(履行期限)

- 第17条 この契約の条項及び仕様書に定める期日、期限、期間は本条第4項を除き、日本国における期日、期限、期間を適用する。
- 2 第7条の資料の返還及び第8条の報告書の提出は、山梨県観光部国際交流課に到着した日をもって履行があったものとする。
- 3 第3条の契約代金の支払いは、甲が日本国において送金手続を完了したときに履行があったものとみなす。
- 4 第10条及び第15条第2項に基づく違約金及び第15条第3項に基づく損害賠償金の支払は、乙が大韓民国において送金手続きが完了したときに履行があったものとみなす。

(契約締結及び送金費用)

- 第18条 この契約の締結に要する費用及び契約代金その他の金銭の送金並びに受領に伴う費用は、乙の負担とする。

(準拠法)

- 第19条 この契約の成立及び効力その他の一切の事項については、日本国の法令に準拠するものとする。

(案)

(管轄裁判所)

第20条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所とする。

(疑義等の解釈)

第21条 この契約書の条項及び仕様書の定めの解釈に疑義が生じたとき又はこれらに定めのない事項については、甲と乙とが協議して定めることとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ署名のうえ各1通ずつ保有するものとする。

2013年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県知事 横内 正明 印

乙